

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用）の改正について

平成30年2月から、経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用）を一部改正します。主な改正箇所は以下のとおりです。

○雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となったことから、技術職員のうち雇用保険の適用対象者については、年齢にかかわらず雇用保険被保険者資格取得確認通知書等により雇用保険の加入を確認します。

○建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平成29年11月10日付けで、建設業法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴い、所要の改正を行います。

○技術職員の審査に係る取扱い（雇用関係の確認書類）の変更について

審査基準日以前6か月を超える恒常的な雇用および期間の定めがなく常時雇用されていることの確認書類として、健康保険証、標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得確認通知書等に加え、出勤簿・賃金台帳等を確認していましたが、平成30年2月1日以降に申請書を提出するものから、出勤簿・賃金台帳等の確認は原則として行いません。